

第3章

基本目標と対応する施策

1 施策の体系

目指すべき環境の姿

第1章
計画の基本となる事項

第2章
目指すべき環境の姿

第3章
基本目標と対応する施策

資料編



2 | 目標と施策内容

基本目標 1 [環境保全行動]が自然と実践されるまち

令和2年度の市民アンケートで「環境配慮行動を行っている市民割合」が48.0%と約半数の市民が環境に対して理解し、行動を起こしています。しかし、差し迫った環境問題に対して取り組んでいくには市民全員で一丸となって、環境問題を理解し、行動を行っていかなければ次世代へより良い環境を継承していくことができなくなってしまいます。

市では、「気づき」を一人でも多くの市民に得てもらうため、全ての世代に対して、多様な啓発活動を行っていますが、今後も継続して啓発活動を実施し、市民にとって気軽に「知る」ことができる環境、「学ぶ」ことができる環境、「行動」することができる環境の整備を行っていくことが課題となっています。

評価指標	基準値	目標(令和12年度)
環境配慮行動を行っている市民割合*	48.0% (R2年度)	 (上がると良い指標)
本市主催・共催の環境啓発事業回数	38回 (H31年度)	38回

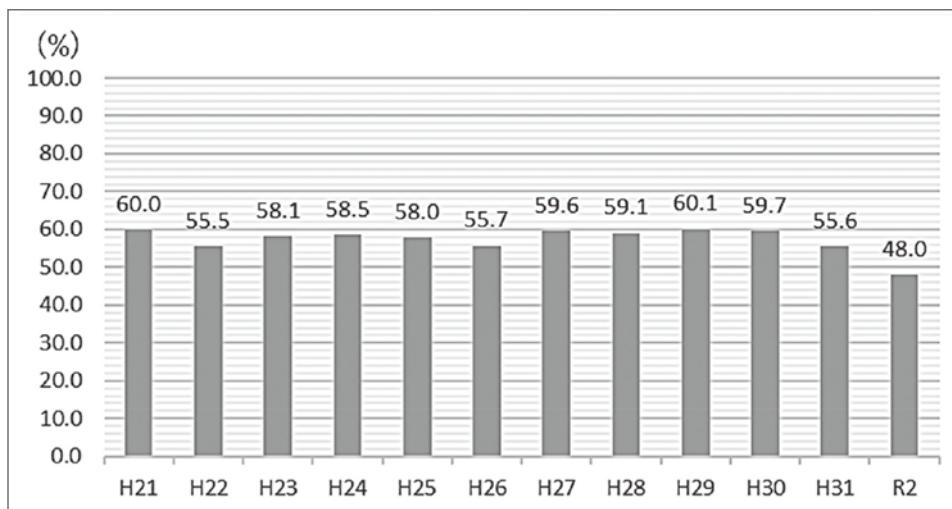
*市民アンケート(毎年実施)の「地球環境のためにどのような取組みを積極的に行ってていますか」の問い合わせに対し、主要6項目のうち4項目以上を行っていると回答した市民割合。

「地球環境のためにどのような取組みを積極的に行ってていますか」に対する選択肢

- 1. 電気製品のスイッチはこまめに切る、又はコンセントを抜いている
- 2. 冷房は28°C以上、暖房は20°C以下に設定している
- 3. ごみの減量・分別・適正な処理やリサイクルを行っている
- 4. マイバック、マイバスケットを持参し、不要な包装は断っている
- 5. エコ製品(詰め替え用製品など)・省エネ製品を購入している
- 6. 蛇口やシャワーをこまめに止めるなど、節水をしている
- 7. 家族が同じ部屋で過ごし、暖房や照明の使用を減らしている
- 8. 近いところへの移動は、自動車を利用してない
- 9. 太陽光発電やヒートポンプなどの新エネルギー設備を導入している。
- 10. 環境保全、自然保護などの活動に参加している
- 11. 自宅の庭やベランダなどで緑を育てている

主要6項目

《環境配慮行動を行っている市民割合の経年データ》



●市が行う取組み

施策(1) 環境啓発事業の実施

- ・環境に配慮した行動が市民に定着するよう市ホームページや広報誌などで継続して普及啓発を行います。
- ・子どもから大人まで様々な世代に対して環境保全行動の「気づき」が得られるよう、環境出前講座を行います。
- ・市民、事業者が様々な環境の現状を「知り」、「学ぶ」環境が創出できるような環境啓発に係る講座や環境体験など、様々なイベント等を環境関連団体や事業者と協働で行います。
- ・市民、事業者が自主的に「行動」できるよう必要なボランティアなどの情報提供やバックアップ体制を構築していきます。



環境出前講座の様子

施策(2) 将来を担う次世代の子どもへの環境教育の実施

- ・より身近に環境や自然を実感できるよう学校外でも環境について学ぶ、環境学習イベントや自然体験事業を実施するなど、「参加」・「体験」を大事にした環境教育を推進します。
- ・市内小学4年生に環境副読本を配布し、環境副読本を活用した授業を行います。また、小学5年生には夏休み期間を利用した家庭や学校での環境に関する実践をまとめる「こどもECO日記」を利用した、子どもたちが段階的に学べる環境教育を推進します。
- ・多くの子どもたちが利用する放課後児童クラブで、年間を通した幅広い環境に関する講座を楽しみながら実践できる体制を構築します。
- ・史跡群や自然の保全・活用について、日常的に環境配慮に努め、世代を超えて環境を学び・伝えます。

●市民が行う取組み

- ・環境問題に対して積極的に情報を入手します。
- ・環境保全に関して得た知識を日々の生活で実践します。
- ・環境に関するイベントや講座等に積極的に参加します。

●事業者が行う取組み

- ・環境に配慮した事業活動を行います。
- ・従業員に環境に対する理解を深めさせる活動を行います。
- ・自社で行っている環境に関する取組みを積極的に発信します。

《本目標達成が貢献するSDGs項目》



コラム

本市の取り組み

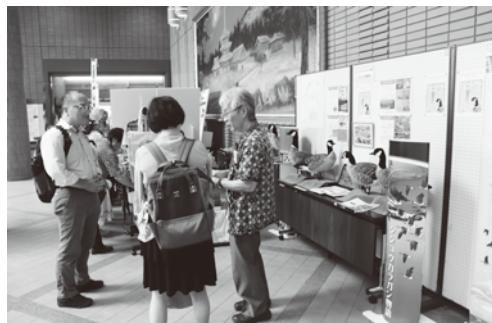
市では今まで市民が環境について学べる機会として、多様な環境啓発事業を実施してきました。ここではその啓発事業の具体的な例を紹介します。

○「ギョギョッと教えて!さかなクン!!～さかなクンと学ぶ環境講演会～」

次世代を担う子どもたちに対し、楽しく学ぶことができる機会をつくり、自分たちが住んでいる地球環境に対して興味・関心を持ち、自身の環境行動へ結びつける「きっかけ」となる事を目的として実施しました。

○「史都多賀城環境グリーヴフェス」

子どもから大人まで、今を生きる私たちの世代が考え・取り組まなければならぬ環境について「気づき」を得るきっかけとして開催しました。イベントは多くの出展団体による様々な側面からの環境の啓発や、本市出身の俳優・千葉雄大さんの生まれ育った多賀城の環境に関するトークイベントを行い、本市初となる「悠久浪漫大使」に任命しました。



基本目標2 限りある資源を有効活用する[循環型社会]

本市の家庭系ごみ全体の排出量は、平成23年の東日本大震災により大幅に増加しましたが、それ以降はごみ減量の取組みと市民の皆様の努力により徐々に減少しています。事業系ごみについては、東日本大震災からの復旧・復興に伴い事業活動や事業所数の増加により平成23年以降増加していましたが、近年はほぼ横ばいの状態です。

ごみ全体の減量は進んではいるものの、処理施設の処理能力には限りがあり、本市一丸となってごみの排出抑制、減量、再資源化を進めていく必要があります。そのためには、一人ひとりがごみ減量化への意識を持つとともに、現状のごみ分別方法、リサイクル方法などの収集・処理体制の見直しを図っていく必要があります。

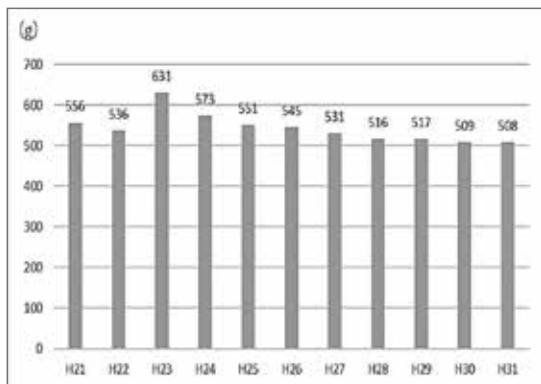
ごみ減量化への意識醸成は市ホームページや広報誌をはじめとし、イベントや出前講座などで広く理解されるよう、様々な手法で工夫を凝らして啓発を行っていきます。

また、ごみ集積所においても適正処理がなされるようごみ減量指導員による排出指導等の活動を継続して行っています。

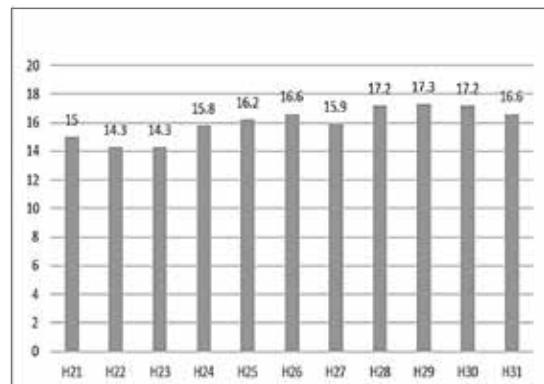
現状のごみ収集・処理体制の見直しについては、さらなるごみの減量を進めていくために「食品ロス削減」の取組みを積極的に行うほか、処理方法においてもごみを資源として再利用する方法や生ごみバイオマスなどの新たな処理方法の検討・研究を行い、様々な可能性を模索していきます。

評価指標	基準値	目標(令和12年度)
家庭系ごみ一人1日当たり排出量	508g (H31年度)	464g
事業系ごみ1日当たり排出量	16.6t (H31年度)	14.3t

《家庭系ごみ一人1日当たり排出量》



《事業系ごみ1日当たり排出量》



●市が行う取組み

施策(3) ごみの減量化

・家庭ごみの減量化が図られるよう、「不要なものは買わない」、「ごみとして排出しない」、「再利用する」などの普及啓発を行います。

資源が有限であること、ごみを減量していくことの重要性について、子どもから大人まで理解できるよう様々な手段を用いて普及啓発に努めていきます。

施策(4) ごみの適正処理

・ごみの正しい分別や資源の無駄使いとならないよう、市ホームページや広報誌等で呼び掛けを行います。

また、環境に関するイベントでの啓発のほか、環境関係以外でのイベントなどでもごみの適正処理が図られるよう推進していきます。

・事業者においてもごみの適正な処理が行われるよう、事業者訪問を中心とした啓発活動に取り組んでいきます。

また、事業者に「廃棄物処理計画」の提出をお願いし、事業系ごみの計画的な排出・減量が図られるよう推進していきます。



ごみ収集の様子

施策(5) 資源の有効活用

・家庭及び飲食業を中心とした事業者の食品ロスについて、積極的な削減に取り組んでいきます。家庭においては食品ロスが出ないように「不要なものは買わない」、「ごみとして排出しない」という生活習慣の普及を啓発します。飲食業を中心とした事業者においては、食品残渣が出ない仕組みづくりや、お客様に対して食べ残しが出ないようなメニューの工夫などの啓発を行っていきます。

・収集及び処理についても、生ごみの利活用とバイオマスやバイオガス等の利用などについて、宮城東部衛生処理組合等と一体となって様々な可能性を模索しながら推進を図っていきます。

●市民が行う取組み

- ・買い物をする際に、本当に必要なものかどうか考えた上で買うようにします。
- ・環境に配慮されたリサイクル製品などを積極的に買うようにします。
- ・物を簡単に捨てず、修理して再利用します。
- ・ごみの減量・分別・適正な処理やリサイクルを行います。
- ・マイバック、マイバスケットを持参し不要な包装は断ります。

●事業者が行う取組み

- ・環境にやさしい製品を積極的に使います。
- ・ごみの分別やルールを正しく理解し処理します。
- ・(主に飲食業) 食品ロス削減の取組みを積極的に行います。

《本目標達成が貢献するSDGs項目》

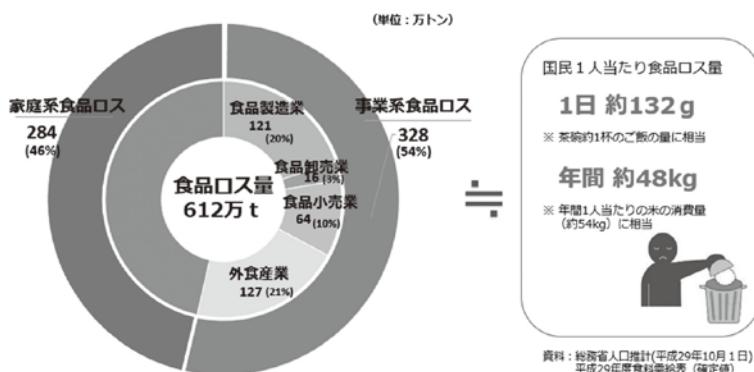


コラム

食品ロスとは？

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

我が国では、年間2,550万トンの食品廃棄物等が出されます。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は612万トンです。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量(平成30年度で約390万トン)の1.6倍に相当します。大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。



また、食品ロス削減の取組みとして近年ではフードバンクやフードドライブというものがあります。

フードバンクは主に食品企業からまだ食べられるのに廃棄される食品を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する取組みです。

フードドライブは主に家庭からまだ食べられるのに廃棄される食品を持ち寄り集めて、福祉施設やフードバンク等へ寄付する取組みです。

基本目標 3 地球にやさしいエネルギーを利活用する[低炭素社会]

低炭素社会を構築していくには、ハード面とソフト面の両側からの整備が必要になります。

【ハード面の整備】

市役所庁舎や文化センター、小中学校などの公共施設や地域の防犯街路灯などへのLED灯の導入を積極的に行い、温室効果ガス排出抑制に努めてきました。しかし、家庭や事業所単位での省エネルギー機器や再生可能エネルギー活用の積極的な導入促進には至っていないため、今後は行政のみならず、市民や事業者に向けて情報提供などを含めた導入支援を行っていきます。

【ソフト面の整備】

地球環境に極力負荷をかけない生活である「持続可能なライフスタイルと消費への転換」が求められています。

物を買うなどの消費行動の際に環境に配慮したり、自動車等を使用せず徒歩や自転車、公共交通機関を利用するなど日々の生活においても環境に配慮する行動が必要です。それらの行動を実行することにより、健康増進や混雑緩和など環境問題に留まらない、社会的・経済的な課題を同時に解決することにもつながります。

【緩和と適応】

近年、気候変動が要因と思われる激甚災害による被害も増え続けています。

日本各地で被害が出ている集中豪雨や台風による自然災害に対応するためには、「緩和」させるだけでなく「適応」していくことが重要です。

自然災害を完全に抑え込むには限度があり、森林や田畠に代表される自然環境などの既存資源を上手に活用することも大切で、こうした「適応」するという考え方を広く市民に普及させていくことを推進していきます。

評価指標	基準値	目標(令和12年度)
省エネルギー等に関する取組みを行っている市民割合*	11.2% (R2年度)	 (上がると良い指標)
市の事業から排出される温室効果ガス(CO ₂)排出量	4,315.4t-CO ₂ (H31年度)	2,918t-CO ₂

*市民アンケート(毎年実施)の「地球環境のためにどのような取組みを積極的に行ってていますか」の問い合わせに対し、省エネルギーに資する取組み7項目中5項目以上を行っていると回答した市民割合。

「地球環境のためにどのような取組みを積極的に行ってていますか」に対する選択肢

1. 電気製品のスイッチはこまめに切る、又はコンセントを抜いている
2. 冷房は28℃以上、暖房は20℃以下に設定している
3. ごみの減量・分別・適正な処理やりサイクルを行っている
4. マイバック、マイバスケットを持参し、不要な包装は断っている
5. エコ製品(詰め替え用製品など)・省エネ製品を購入している
6. 蛇口やシャワーをこまめに止めるなど、節水をしている
7. 家族が同じ部屋で過ごし、暖房や照明の使用を減らしている
8. 近いところへの移動は、自動車を利用していない
9. 太陽光発電やヒートポンプなどの新エネルギー設備を導入している。
10. 環境保全、自然保護などの活動に参加している
11. 自宅の庭やベランダなどで緑を育てている

省エネルギーに資する
取組み7項目

●市が行う取組み

施策(6) 地球にやさしい生活様式の普及啓発

- ・「エコ製品・省エネ製品を購入する」、「照明をこまめに消す」等、日常生活の中でエコな選択が自然とできるよう意識の醸成を図っていきます。
- ・自動車等を使わず、徒歩・自転車・公共交通機関を利用するなど、日々の生活様式を環境に配慮した形に転換(パラダイムシフト)するよう推進していきます。

施策(7) 省エネルギー・再生可能エネルギー導入促進

- ・家庭において使用するエネルギーについて、省エネルギーーや再生可能エネルギーの導入がなされるよう情報提供などを行い、市民に対して積極的な呼び掛けを行っていきます。
- ・市役所庁舎を始めとする公共施設において、導入費用やランニングコスト等を検討した上で省エネルギー設備への更新や再生可能エネルギー設備の導入を進めています。



市役所屋上の太陽光パネル

施策(8) 気候変動への適応

- ・気候変動による影響の被害を可能な限り低減させるため、各分野において防災・減災の「緩和策」を推進します。
- ・気候変動の影響は災害だけに留まらず、健康の維持・農産物の被害・渇水が想定されており、市民、事業者へ気候変動の影響に「適応」していくという考えを普及していきます。

●市民が行う取組み

- ・電気製品のスイッチはこまめに切る、又はコンセントを抜く。
- ・冷房は28℃以上、暖房は20℃以下に設定する。
- ・エコ製品(詰め替え用品など)・省エネ製品を購入する。
- ・蛇口やシャワーをこまめに止めるなど、節水をする。
- ・家族が同じ部屋で過ごし、暖房や照明の使用を減らす。
- ・近いところへの移動は、自動車を利用しない。
- ・太陽光発電やヒートポンプなどの新エネルギー設備を導入する。

●事業者が行う取組み

- ・省エネルギー・再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・可能な限り公共交通機関を利用し、自動車を利用する際はエコドライブやアイドリングストップを心掛ける。
- ・気候変動に関する情報を収集し、緩和及び適応する。



道路照明灯のLED灯導入



緑地化事業

《本目標達成が貢献するSDGs項目》



基本目標4 快適な[生活環境]の維持推進

市では騒音や水質、地盤沈下などの定期的な監視を行っており、今後も継続して環境調査による監視を行っていくとともに、その他公害についても国や宮城県などの関係団体等と連携しながら快適な生活環境を維持できるよう努めています。

その他市民からの相談・苦情に対しても適切な対応を行い、市民が快適な生活を送れるよう推進していきます。

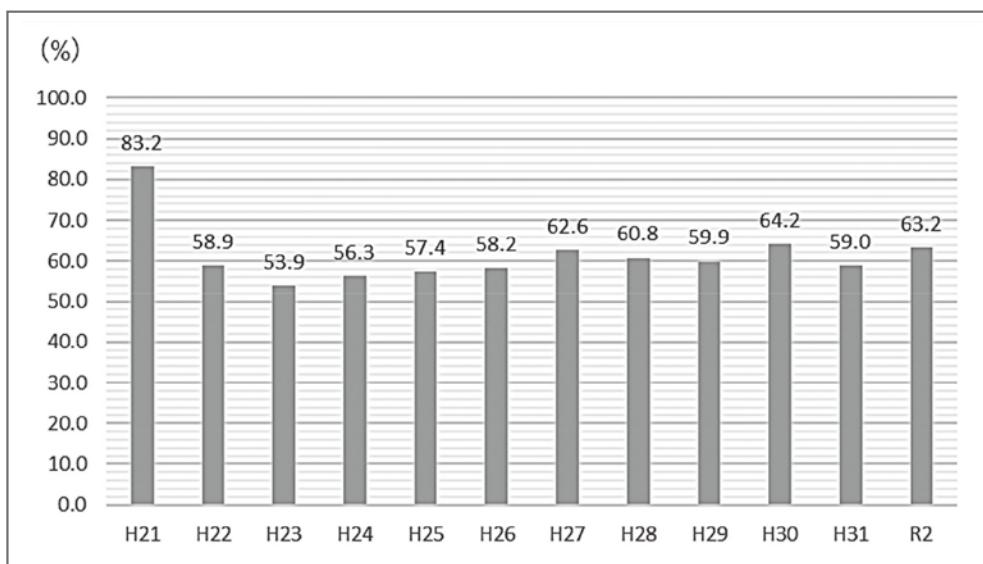
公害に関しては、事業者とともに環境保全に努めていく、環境基準内であっても周辺環境にできるだけ配慮して事業活動を営むよう事業者に促していきます。

また、ごみ集積所等における不法投棄が増加している状況のため、減少に転じさせていくことが重要となります。不法投棄防止は行政だけでなく、地域と一体となって行う必要があることから、市民や事業者等と連携して防止策を講じ、衛生環境と景観の保持に努めています。

評価指標	基準値	目標(令和12年度)
住みよい環境になっていると思う市民割合*	63.2% (R2年度)	↗ (上がると良い指標) 63.2%
公害苦情件数	91件 (H31年度)	62件
不法投棄数	278件 (H31年度)	235件

*市民アンケート(毎年実施)の「お住まいになっている地域は、生活公害などがなく、快適な生活ができる環境になっていると思いますか」の問い合わせに対し、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」と回答した市民割合。

《住みよい環境になっていると思う市民割合の経年データ》



●市が行う取組み

施策(9) 公害への定期的な監視

- ・市が行っている定期的な環境騒音調査、自動車交通騒音調査、水質調査、地盤沈下調査、酸性雪調査では概ね良好な環境を維持しているため、今後も継続して調査を行い、市民が安心して暮らせるよう生活環境の維持に努めています。
- ・大気汚染、振動等については宮城県と連携し、必要に応じて他市町村や関連団体等と連携しながら快適な生活環境の保全に努めます。
- ・法令に基づく基準値を超えないよう事業者等に指導・監視を行っていきます。また、基準値内であっても近隣への影響も踏まえ、配慮の要望など必要な行動をとっていきます。

施策(10) 不法投棄対策の実施

- ・市内集積所を中心としたパトロールを行うとともに、不法投棄を誘発する不衛生な環境とならないよう、市民、事業者と協力し地域の清掃活動を推進していきます。
- ・不法投棄防止のための啓発を行います。
- ・不法投棄が多発する集積所においては、監視カメラを設置するなど地域と協力して防止策を推進していきます。



環境美化活動の様子

●市民が行う取組み

- ・日々の生活から生じる騒音や振動など、周囲に配慮した生活を心掛けます。
- ・近隣に迷惑がかからないよう、土地や建物の適正管理を行います。
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄を行わず、ルールを守ります。
- ・地域の清掃や美化活動に積極的に参加します。

●事業者が行う取組み

- ・騒音規制法や振動規制法などの関係法令を遵守します。
- ・事業によって生じる影響を考え、苦情・相談があった際は速やかに原因把握・問題解決に努めます。
- ・事業所周辺を清潔にし、地域の美化活動等に協力します。

《本目標達成が貢献するSDGs項目》



基本目標 5 史跡群と一緒に保全されてきた [自然共生社会]を次世代へ

本市は北部地域を中心に、文化財保護法により史跡群と一緒に自然環境が残されています。

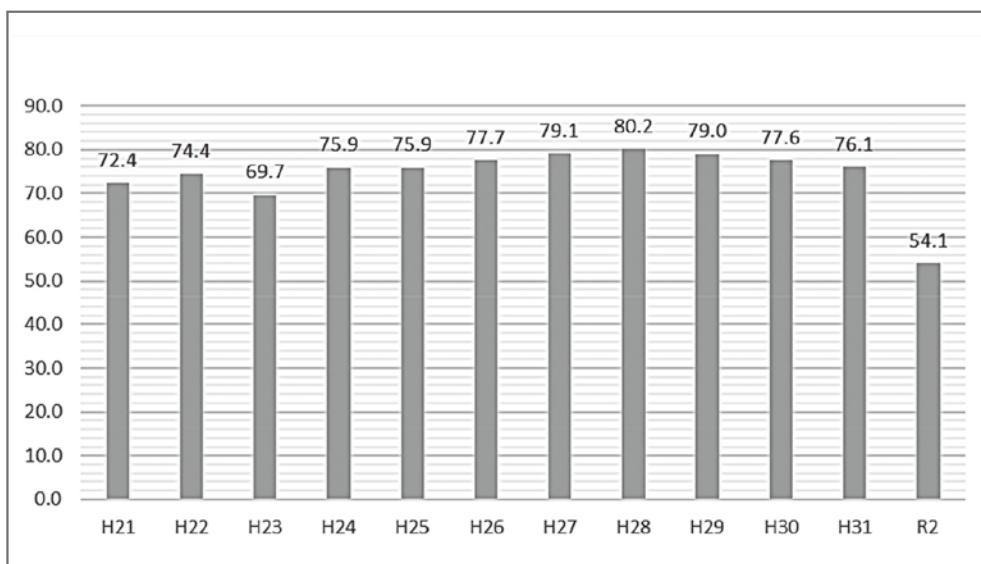
市民アンケートでは「自然環境が適切に保全されていると思う市民割合」が7割を超えており、自然環境保全に対する満足度は高い一方で、自然環境と共生していくという意識を充実させることが課題となっています。

自然環境保全に対する満足が高いとしつつも、本市は宅地開発等により都市化が進んでいるため、自然環境に対して馴染みがないまま生活している市民が多くいると思われます。実際に五感を使って自然環境に触れて体験することにより、世代を超えて環境を学び・伝え、自分達は自然と共生しているという意識が深まっていきます。自然環境が失われつつある本市だからこそ、自然と交流する機会を創出していく必要があります。

評価指標	基準値	目標(令和12年度)
自然環境が適切に保全されていると思う市民割合*	54.1% (R2年度)	↗ (上がると良い指標)
自然環境に関するイベント主催・共催数	2件 (H31年度)	↗ (上がると良い指標)

*市民アンケート(毎年実施)の「市内の自然環境が適切に保全されていると思いますか」の問い合わせに対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答した市民割合。

《自然環境が適切に保全されていると思う市民割合の経年データ》



●市が行う取組み

施策(11) 生き物・生態系の保全

・本市には史跡群と一体となって保全されてきた自然環境があり、豊かな自然環境とともに多様な生物が暮らしています。自然環境に生息する生物や生態系について継続的に調査を行い、保全に努めています。

・生き物が暮らす里山的環境や河川、湿地などの自然環境についても継続的な調査を行い、保全に努めています。

施策(12) 自然環境との共生

・川や里山的環境を中心に自然観察会などを実施し、自然環境に対して親しみ・理解を深める機会を創出していきます。

・環境関連団体や市民等と連携を図りながら、自然環境が市民にとっての憩いの場となるよう整備・保全を行っていきます。



市内の自然環境

施策(13) 環境を保全する人材の育成

・市からの自然環境の保全等の啓発だけでなく、市民、事業者が自主的に「行動」できるようバックアップ体制を構築していきます。

●市民が行う取組み

- ・環境保全、自然保護などの活動に参加します。
- ・自宅の庭やベランダなどで緑を育てます。
- ・自然環境を憩いの場として利用します。
- ・日々の生活においても自然環境に配慮した生活を心掛けます。

●事業者が行う取組み

- ・事業活動を行う際は、自然環境の保全に配慮します。
- ・生き物や生態系・自然環境に関する取組み・調査に協力します。

《本目標達成が貢献するSDGs項目》



コラム

シジュウカラガンの再来

シジュウカラガンは、カモ目カモ科のガン(雁)の仲間で、大きさは55cm、翼を広げた大きさは120cmくらいの大きな水鳥です。黒い頭部に白い頬斑と首輪が特徴で、白い手ぬぐいをかぶった様子に似ていることから、かつて仙台平野では「ホッカブリガン」とも呼ばれていました。

ガンはかつて全国で見られ、日本人によく親しまれた鳥で、日本文化の様々な場面にも登場しています。有名なところでは、京都・西本願寺「雁の間」の襖絵や歌川広重の浮世絵「月に雁」、俳句では秋の季語として和歌で詠まれること多く、万葉集に登場する鳥の中ではホトトギスに次いで2番目に多く66首でガンが詠まれています。このように、ガンは日本の基層文化の一部をなす存在と言えるでしょう。



シジュウカラガン(戸島潤氏提供)



2021年1月に多賀城市新田下で観察された
シジュカラガン(平泉秀樹氏提供)

シジュウカラガンはかつて多賀城を含む七北田川下流の水田地帯(七北田低地)にも多く飛来していましたが、1935年頃、途絶えてしまいました。繁殖地であったアリューシャン列島と千島列島に毛皮目的で放たれたキツネの餌食となり、絶滅したと考えられていたのです。

ところが、1962年にアリューシャンで、1972～73年冬には日本でも再発見されたことをきっかけとして、日本雁を保護する会と仙台市八木山動物公園が、アメリカとロシアの協力を得ながら、育てたヒナを千島列島のエカルマ島に放鳥して野生復帰を目指す事業を1982年にスタートしました。しかし、なかなか成果は出ず長年にわたって試行錯誤が繰り返されました。しかし、2007～08年冬に初めて、放鳥したシジュウカラガンが家族を連れて日本に渡ってきたことが確認されました。その後徐々に越冬羽数は増え、2019年には約5000羽のシジュウカラガンが宮城県で確認されています。

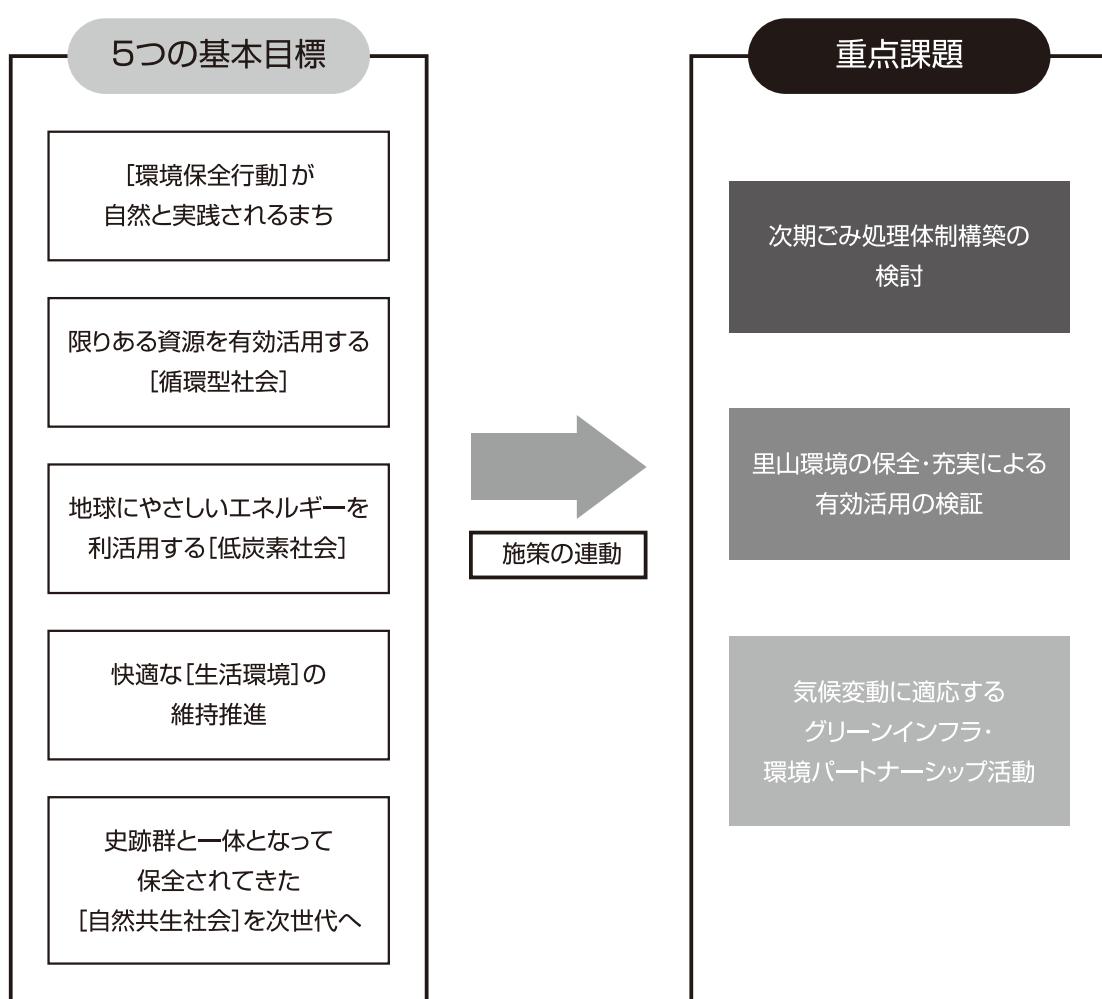
そして、2021年1月、実に約90年ぶりに多賀城で数羽のシジュウカラガンが確認されたのです。

3 | 重点課題

本計画では、未来の世代へより良い環境を引き継いでいくために5つの基本目標を掲げ、基本目標実現のための13の施策を位置付けています。

その中で、環境を取り巻く状況を踏まえ、緊急性があり優先的に取り組まなければならない事業を重点課題として位置付け実行していきます。

重点課題はその課題が置かれている現状、推進していくための事業内容、それらのスケジュールを示しています。



重点課題 1**次期ごみ処理体制構築の検討****(1) 現 状**

本市から排出されるごみは1市3町(多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町)で構成される宮城東部衛生処理組合でほとんどが焼却処理されています。施設は平成7年から稼働しており、老朽化が進み、また、大量のごみを焼却する際には大量の二酸化炭素が排出されています。今後、環境を取り巻く状況を考え、次期更新時には焼却処理の施設だけでなく、処理の際のエネルギーの有効活用を検討していく必要があります。

(2) 内 容

事 業	事 業 の 内 容
●ごみ処理施設の検討	施設稼働の環境負荷低減や、バイオマスやバイオガスなどの利活用方法について、様々な可能性を検討し、地域に新たな価値を創出する施設を目指します。
●エネルギーの有効活用	ごみ処理を行う際の熱エネルギー等を有効活用する方法について検討します。
●食品ロス削減	食品ロスについて、削減の啓発を進めるとともに、排出された食品を有効活用できる処理方法について検討します。

(3) スケジュール

事 業 の 内 容	令和3年	令和6年	令和9年	令和12年
ごみ処理施設の検討				→
エネルギーの有効活用		→		
食品ロス削減	→			

重点課題 2

里山環境の保全・充実による有効活用の検証

(1) 現 状

本市にはこれまで特別史跡多賀城跡附寺跡などの史跡と一体となって保全されてきた自然環境や、市内を流れる砂押川や加瀬沼、畑地、水田などの豊かな自然環境があり、そこには多様な植物や生き物が生息しています。しかし、開発等により都市化が進む本市において、植物や生き物の生息地や自然景観が失われつつあります。

将来、次世代を担う子どもたちにより良い環境を残していくため、自然環境の保全や更なる充実、市民等が様々に有効活用できる整備などを行っていく必要があります。

(2) 内 容

事 業	事 業 の 内 容
●自然環境の保全	自然環境の調和が保たれるよう継続して市内全域を調査の上、保全活動を行っていきます。
●自然環境との交流	自然環境との交流が促進されるよう市民を対象とした自然体験事業の開催や、関係団体等へのバックアップ体制の構築を目指します。
●ポテンシャルの検証	様々な側面から自然環境の可能性を検証し、更なる有効活用を目指していきます。

(3) スケジュール

事 業 の 内 容	令和3年	令和6年	令和9年	令和12年
自然環境の保全				→
自然環境との交流				→
ポテンシャルの検証			→	→

重点課題 3

気候変動に適応するグリーンインフラ・環境 パートナーシップ活動

(1) 現 状

近年、地球温暖化等により気候変動の影響が様々に表れています。

気候変動は大型台風の発生や豪雨等の災害、農産物の被害、健康の維持、渇水など多岐にわたりて私たちの生活に影響を及ぼしています。

これらに対応するためには現状の「緩和」策だけでは難しく、それぞれに「適応」していく必要があります。既存の自然環境を防災・減災として活用する方法や、地域の魅力向上のために活用するグリーンインフラの考え方や、災害に対する備えや熱中症対策など気候変動への「適応」を様々な関係者と協力して普及啓発・推進していく必要があります。

(2) 内 容

事 業	事 業 の 内 容
●グリーンインフラの普及・促進	適応策としてのグリーンインフラの考え方を市民・事業者へ普及させるための啓発及び活用の推進を行っていきます。
●適応策の展開	気候変動の適応についての取組みを市民に普及させていくとともに、対する備えなどを市民や事業者、団体などと協力体制の充実を図ります。

(3) スケジュール

事 業 の 内 容	令和3年	令和6年	令和9年	令和12年
グリーンインフラの普及・促進				→
適応策の展開				→

